

請すめば示と同じやうに支給するといふこととて、
イ号は都府に移転したときも三月以
内に申請すれば同じく支給できるといふこと、三
号は災害等申請ができたときはその不
かう災害等申請がのびた場合の規定
でござります。ヤ九条は支給の停止で、一項は所
得税が一千万円を越えたときは停止するといふこ
と、二号の中は、保護者が当該児童の父または
母であつて、その者に配偶者があるときは、その配
偶者の特別区民税または市町村民税所得割額を
合算するといふこととて、ヤ二項は、その
院あるいは施設に收容さるゝある場合は、そ
の期間中は支給しないといふこととて、ヤ十
条は、手当額の改訂、一は児童の数に変動があつた
場合、児童の数が変更したとき、変つた場合に
はその手当の額を変更するといふこととて、ヤ十一
条は、児童の数が変更したとき、
手当の返還が滞り、不正等によつて手当を受け
た者が、手当を返還せしむべきこととて、規定で
てゐます。ヤ十三条は、届出義務、一は、支給資
格者が住所を変更したとき、扶養する児童の数の
変動があつたとき、支給額の改訂を受けける必要が
ある事由が生じたときは、すみやかに市長に届出
なければならぬといふこととて、ヤ十四条は、所
則の委任事項でござります。次に附則に、ヤ十五
一項は、昭和四年四月一日から適用せらるゝと
いふこと、二項は、経過規定でござります。本年二
月末日までに申請した者で、今年の十二月一日以前に
福生所に住んでゐる者にあつては、十二月一日に申請し
たものとて支給するといふこととて、ヤ十六



ヤ七条は、支給資格の消滅、失効したとき、
その区域には住所を有しなかつたとき、児童の扶
養しなかつたとき、二の三であります。ヤ十二
条は、手当の返還が滞り、不正等によつて手当を受け
た者が、手当を返還せしむべきこととて、規定で
てゐます。ヤ十三条は、届出義務、一は、支給資
格者が住所を変更したとき、扶養する児童の数の
変動があつたとき、支給額の改訂を受けける必要が
ある事由が生じたときは、すみやかに市長に届出
なければならぬといふこととて、ヤ十四条は、所
則の委任事項でござります。次に附則に、ヤ十五
一項は、昭和四年四月一日から適用せらるゝと
いふこと、二項は、経過規定でござります。本年二
月末日までに申請した者で、今年の十二月一日以前に
福生所に住んでゐる者にあつては、十二月一日に申請し
たものとて支給するといふこととて、ヤ十六



以降に福生町の住民とほつた者にあつたは、その住民と
 ほつたところから申請があつたものと認めるというところ
 になります。三項は都の交通遺児手当条例はすでに廃
 止になつておりますが、重複支給を避けるために、
 交通遺児手当と受けとめる期間中は、児童手当は
 支給しないという規定がございます。別表にのつては
 精神薄弱者や、身体障害者、脳性麻痺等の規定
 がございます。
 以上で簡単にござりますが、内容の説明は終らせ
 たいと思います。はお福生町における該当するであろ
 うという児童の数は、東京都の推計からいいますと
 福生町の数をぬくみずと、一級児童が四三
 五人、障害児が四一人、遺児が四九人、このよう
 な数になります。はるかに決つたところから、お願い
 いたします。

議長

右川信義君 不に議案オ七十一号にのつて、
 長 古谷徳男君

○ 議案

長 古谷徳男君 古谷徳男君登壇
 (議案課長 古谷徳男君)

案オ七十一号福生町税賦課徴収条例の一部を改
 正する条例にのつて、子とて説明用とあります。
 手帳とに参考資料として、執筆会の所定の期
 間には状況と相税特別措置法による譲渡所得の
 課税の特例、というプリントが配布されておると
 思います。さうして参考にする説明とてした
 ことと思います。

議に用ひたいとありますが、参考資料のうら
 相税特別措置法の関係の中で、印刷のミスがござ
 ります。その二、三訂正願ひたいと思つて
 います。長朗譲渡所得に該当するものの、うら三項に



るにすぎません。一は所得税におきまして同一ことに
 あります。二は計算の出し方は長期の譲渡所得
 から特別控除、一は租税特別措置法による特別控
 除でございまして、参考資料の三頁から四頁にありま
 す。租税特別措置法の特別控除額の特別とさうい
 う(6)まであります。二のようは特別控除がござい
 なければ、長期の譲渡所得を算出するといふことで
 ございまして、正規の手度の税率は百分の四といふこ
 とでございしますが、昭和四十六年度、四十七年度は
 百分の二、七、昭和四十八年度、四十九年度は百分の
 三、四、五十一年度が百分の四といふよう
 に税率が適用されるわけでございます。二十四号は
 長期譲渡所得金額の意義でございまして、長期譲
 渡所得とはこういうもののことをいふこととござい
 ます。資料の一頁にこういうものが長期所得に該当



するとあります。三、四、五の譲渡した場合は
 対象とあります。譲渡所得の金額は、長期譲渡
 の収入金額から資産の取得費と譲渡の費用を引いた
 ものであるといふことの説明でございします。二十六項の関
 係は、これも長期譲渡の特例がございするために、今まで
 の赤字税の所得割の計算方法が一部変更してくるの
 で、二に長期譲渡所得の適用がある場合の計算方法
 を定めたわけでございます。それから二十六項で
 ございしますが、短期の譲渡所得でございします。二も
 やはり長期の場合と同じように分離課税が適用
 されるわけでございます。長期の場合と計算のやり
 方が違ふ点がございします。長期の場合には譲渡
 所得に一定の税率を乗ける税額がすぐ出たんで
 すが、短期の場合には少しややこしくなっております。が
 、二十六項の一号と二号、その計算のやり方が二つ
 あります。どちらが高い方を取るんだという二とござい



福生町議会



い子と、計算の方法にふくはわかりにくいかも知れ
ませんが、参考資料の二頁から三頁にありまうが、
課税の場合に昭和四十九年一月から五十九年十二月ま
での間、この場合は保有期間が五年以下のものを保
有した場合には短期譲渡所得に該当するといふこと
でございませう。計算のやり方は、(1)といたしまして
課税短期譲渡所得金額になさう、所得税を四〇%
、町民税一%、都民税四%、計五五%とすう、
おりまうが、その税率を引いて、分と、口の
課税短期譲渡所得金額と他の課税所得金額を
加算して算出さう。税額から他の課税所得金額の税額
を引いた額の二〇%に相当する税額と、その次に計
算の方法が、出ておりまうが、要するに分離課税をや
るんですけど、短期の譲渡所得とその他の課税所得を
えく全体の税額を合せ、さうと分離課税で、はい、その
所得の税額を合せ、多い方から少ない方を引く、その



午後三時 二分 閉議

おとすところ長期譲渡所得の採例でございますが、
条例の本文におとすところは長期譲渡、短期譲渡が
の場合でも四十六年度から適用されるようにほつて
あるわけですが、租税特別措置法でも四十四年度から
一年早く分離課税の方法を個人の選択にほつて採
用しておりますこととありますが、所得税にお
とすところ四十四年度分から適用してもよろしいとい
うに附則で設けるあるわけでございます。

非常にわかりにくかったと思いますが、以上で条例の
各説明を終らせましたので、よろしく慎重に審議
のうえご決定くださるようお願い申し上げます。

説明にかえさせましたので、

議長(石川信義君) 二時三十分 休憩したります。

午後二時 五十分 休憩



議長(石川信義君) 休憩から引き続き議案を用います。

議案オ七十七号から議案ヤ八十一号にまで、主査大野

忠一君から願います。

(企画調査員主査大野忠一君登壇)

企画調査員主査(大野忠一君) ご指教にふりまして、議案

オ七十七号福生市職員定数条例の一部を改正する条例

について、ご説明申し上げます。

議会事務局の事務量が非常に最近多くなつてま
いりました。主として速記を担当する職員が増員

する必要があるといたしましたので、本条例を改正いたしたく
ご提案申し上げたにすぎません。

条例の内容といたしましては、オ二条のオ二号に議会

事務局職員の数と規定を二名に改定するが、現行は

局長一名、書記が一名、その他の職員が二名、計四名で

ございまして、これを書記を二名に改定し、その他の職

員を二名、このうち一人を書記にするに改定するといふ

うら新しくしたに不オスといふ事。附則としたこと
は、施行と昭和四十九年一月一日から施行した
こととカの区別をします。

何と云へば、二審議を賜ります。二決定くだらる。お願
い申し上げます。提果理由の説明といたします。

。企画調査室(大野)一君一読とします。議果オセ人へ
非常勤の特別取の取負の報酬、あつて費用弁償に
する条例の一部を改正する条例にうすうす二説明申し
あげます。

本年に入りまして、近隣市町が特別取の報酬改正
をいたしております。当然といたしてございませう。
類似団体との均衡もありまして、去る十一月廿日に
特別取報酬審議会に諮問いたしました。二めになん
か審議会といたしてございませう。同日審議会を用
いて、十二月一日に答申がございまして、答申の
内容に

つきましては、非常勤の場合は議員報酬、特別
取の改訂額との均衡を保持し、かつ委員相互間の格
差の是正を行はう決定したことが、内容はな
っております。

改訂額にうすうすは、平均二二%のアップと
なっております。それから別表の最後、その
但非常勤特別取、月額二万五千円以内と
ありまして、二めは現在までありまして、
新しく設けた項目でございませう。現在
に、現行は報酬の審議会の委員、保
育料の審議委員、事業委員、委員の
制度がございまして、この金額は、
二めは、理由もあつて、二の適用
の時期は、十一月一日からと
してございまして、二の適用
を申請を尊重して、十一月一日
としていたして不オス
といたします。

